

第3次瑞穂町スポーツ推進計画策定業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、「瑞穂町プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」に基づき、第3次瑞穂町スポーツ推進計画策定業務委託に係る公募型プロポーザル（以下「本業務委託プロポーザル」という。）の実施について、必要な事項を定めるものです。

2 事業概要

(1) 件名

第3次瑞穂町スポーツ推進計画策定業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 業務内容

「第3次瑞穂町スポーツ推進計画策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり。

なお、仕様書に示す業務内容は、スポーツ推進計画策定に必要と考えられる事項を示しており、仕様書に記載のない事項についての提案を妨げるものではありません。

(3) 履行期間

令和9年1月4日（月）から令和9年12月28日（火）まで

(4) 契約上限額（見積り限度額）

10,555,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

業務委託料の積算に当たっては、上記限度額の範囲内とすること。

(5) 支払

町は、委託業務の完了を確認した後、支払請求書を受理したときは、令和9年度に一括して委託料を支払うものとします。

(6) 契約条件

企画提案及び見積書に基づき契約候補者と業務内容等の調整を行い、業務内容を確定します。

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをした者であっては再生計画の認可がなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあっては更生計画の認可がなされていない者でないこと。

(3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又はその構成員の統制下にある法人

ではないこと。

- (4) 瑞穂町競争入札参加資格者指名停止基準（令和6年告示第20号）による指名停止を受けていないこと。
- (5) 瑞穂町における競争入札参加資格を有すること（東京電子自治体共同運営「電子調達サービス」による）。
- (6) 令和5年4月以降に、国および地方公共団体等において、スポーツに関する計画策定業務を元請けとして受託し、適切に業務を履行した実績を1件以上有すること（計画の策定支援全体の実績とし、アンケート調査や印刷など、業務の一部の実績は認めない）。

4 スケジュール

- (1) 実施要領の公表期間
令和8年7月1日（水） ～ 令和8年9月16日（水）
- (2) 質問受付期間
令和8年7月15日（水） ～ 令和8年7月24日（金）午後5時
- (3) 質問回答日
令和8年7月31日（金）
- (4) 参加申込書・企画提案書の提出期間
令和8年8月3日（月） ～ 令和8年9月16日（水）午後5時厳守
- (5) 第1次審査
令和8年9月17日（木） ～ 令和8年10月8日（木）
- (6) 第2次審査
令和8年10月28日（水）午前（時間未定）
- (7) 最終選定結果通知
令和8年11月11日（水）

5 実施要領の公表

- (1) 公募期間：令和8年7月1日（水） ～ 令和8年9月16日（水）
- (2) 公募方法：町ホームページにて公表

6 提出書類及び部数

- (1) 参加申込書（様式1） 1部
- (2) 事業者概要（様式2） 1部
- (3) 企画提案書届出書（様式5） 1部
- (4) 企画提案書（任意様式） 8部
- (5) 見積書（任意様式） 1部（瑞穂町長宛とし、内訳金額には人件費およびその他経費を可能な限り詳細に記載すること）
- (6) 業務実績書（様式3） 1部

7 企画提案書

(1) 提案項目

仕様書を踏まえ、企画提案書を作成してください。また、企画提案書では次の事項を明らかにしてください。

- ア 本業務に対する考え方、業務実施方針
- イ 業務体制
- ウ 業務工程
- エ アンケート調査等の効果的な実施手法
- オ 情報収集・整理分析手法
- カ 計画策定業務の具体的な取組内容
- キ その他独自の提案があれば記載してください。

(2) 体裁

- ア A4縦両面印刷とし、15ページ程度を目安に作成してください。資料の記載内容によりA3版を使用する場合は片面印刷とし、A4判のサイズに織り込んでください。
- イ 文字の大きさは10.5ポイント以上となることを目安に作成してください。
- ウ 様式ごとにインデックス等を貼り、分かりやすくしてください

8 提出期限

令和8年9月16日（水）午後5時

9 提出場所

瑞穂町教育委員会教育部社会教育課 スポーツ推進係（瑞穂町役場庁舎3階）

〒190-1292 瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地

※郵送の場合、簡易書留又はレターパック等にて提出期限までに必着のこと

10 質問の受付及び回答

本業務委託プロポーザルに関して確認事項や不明な点がある場合は、質問書（様式4）を提出してください。

※電話や口頭での質問には回答いたしません。

- (1) 質問期間 令和8年7月15日（水）～ 令和8年7月24日（金）午後5時
- (2) 提出方法 質問書（様式4）を電子メールで「16 本件に関する問合せ」に提出してください。
- (3) 質問への回答方法

令和8年7月31日（金）までに全質問に対する回答を、質問者の名前を伏せ、電子調達サービス上の登録アドレスの担当者へ電子メールで送付します。

1 1 審査方法

- (1) 第1次審査 提出書類について、審査委員による書類審査を行います。
※書類提出していただいた事業者から、第1次審査の結果、得点の上位4者に第2次審査へ参加していただきます。
※書類の不備、又は事業概要との明らかな相違がある場合は失格とします。
- (2) 第2次審査 プレゼンテーションによる審査を行います。
令和8年10月28日(水) 午前の予定
※時間・場所等の詳細については、後日通知します。

・留意事項

- ①事前に提出された提案内容について、業務担当者から直接説明を受けます。
 - ②説明時間は、1事業者あたり30分程度とします。(プレゼンテーション20分、質疑応答10分)
 - ③資料は、事前に提出された書類を使用するため、改めて企画提案書等を用意する必要はありません。
 - ④プレゼンテーションは、非公開とします。
 - ⑤パソコン等を使用する場合は、瑞穂町でスクリーンまたはモニターを用意します。パソコン及びプロジェクター、その他プレゼンテーションに必要な機器は事業者が用意し、プレゼンテーション当日に持参してください。なお、パソコン等を使用してプレゼンテーションを行う場合は、事前に提出した書類と同内容としてください。
- (3) 審査基準等について
- ①書類審査、プレゼンテーションともに、「第3次瑞穂町スポーツ推進計画策定業務委託における審査票(別紙1、別紙2)」に基づき、審査を行います。
 - ②第2次審査終了後、第1次・第2次審査の評価点の合計をもって総合評価点とし、最も総合評価点の高い事業者を契約候補者とし、次に総合評価点の高い事業者を次点者とします。
 - ③得点が高数となった場合には、第2次審査の得点の高い事業者を上位とします。それでもなお同数となった場合は、第2次審査における審査委員長が決するものとします。
- (4) 審査結果について
- 審査結果については、第2次審査の日から1週間以内に全ての第2次審査参加者に電子メールで通知します。

1 2 契約の締結

本業務の契約候補者として選定された事業者と以下の要領で契約の交渉を行います。

(1) 辞退等

辞退、又は以下の理由により契約できない場合は、次点の事業者を契約候補者として契約の交渉を行います。

- ①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
 - ②法人及びその役員が、瑞穂町競争入札参加資格者指名停止基準（令和6年告示第20号）による指名停止処分中でないこと。参加意向申出書等の提出期限の日から契約締結の間に、瑞穂町から指名停止の措置を受けた時は、参加資格を喪失するものとする。
 - ③瑞穂町契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年告示第213号）の措置要件に該当しないこと。
 - ④客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次のアからエまでの要件に該当するものでないこと。
 - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - エ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別破産開始の申立てがなされている者
 - ⑤当該審査のために提出された書類の記載事項に虚偽がないこと
- (2) 契約内容及び金額
- 最終的な契約内容及び金額については、契約候補者と瑞穂町の間で提案内容等を確認し、決定します。

1.3 失格条項等

次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- (1) 提出期限に遅延した場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 提出書類に不備又は内容に事業概要と明らかな相違があった場合
- (4) 第2次審査に遅刻又は欠席した場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (6) 提出された見積金額が瑞穂町の予算額を超えている場合
- (7) 前記1.2 契約の締結(1)①～④に該当することとなった場合
- (8) その他審査委員が失格に当たる事由があると認めた場合

1.4 その他留意事項

- (1) 本企画提案に要する経費については、全て事業者の負担とします。
- (2) 提出書類は日本語を用いて作成してください。また、通貨は日本円とします。
- (3) 参加の意思がない場合には、辞退届を提出してください。
- (4) 提出後の企画書等の修正は、提出期限内においてのみ可能となります。

- (5) 提出された書類等は返却しません。
- (6) 選定結果についての質問等は受け付けません。
- (7) 仕様書に記載のない事項、又は疑義が生じた場合には、協議の上決定します。

15 審査委員一覧

審査委員は、下記に掲げる職にあるものをもって充てます。

| 委員 | 職名 |
|-------|---------------------|
| 審査委員長 | 教育部長 |
| 審査委員 | 企画部長 |
| 審査委員 | 都市整備部長 |
| 審査委員 | 教育部 社会教育課長 |
| 審査委員 | 企画部 企画政策課長 |
| 審査委員 | 都市整備部 交通政策モノレール推進課長 |

16 本件に関する問合せ

〒190-1292

瑞穂町大字箱根ヶ崎2335番地

瑞穂町教育委員会 教育部 社会教育課 スポーツ推進係：加藤

電話：042-557-7071（直通）

Email：syakai-kyoiku@town.mizuho.tokyo.jp